

屋外消火栓設備設置基準 (抜粋)

		消防用設備等の種類	令第19条
巻頭		防火対象物の別 (令別表第一)	屋外消火栓設備
1号消火栓	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1. 一階又は一階及び二階の部分の床面積がイ、耐火建築物9000平方メートル以上 ロ、簡易耐火建築物6000平方メートル以上 ハ、その他の建築物3000平方メートル以上のもの 2. 同一敷地内にある2以上の建築物（耐火建築物及び簡易耐火建築物を除く）で、相互の外壁間の中心線からの水平距離が一階にあっては3メートル以下、二階にあっては5メートル以下である部分を有するも下の一の建築物とみなす。
	ロ	公会堂、集会場	
広範囲型2号消火栓	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
補助放水栓・天井設置型	ハ	性風俗営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
屋内消火栓設置基準	イ	待合、料理店の類	
	ロ	飲食店	
	ハ	性風俗営業店舗等	
屋外消火栓設置基準		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
放水口・探水口・放水栓	イ	旅館、ホテル宿泊所	
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	
補助放水栓・非常コンセント	イ	病院、診療所、助産所	
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	
送水口・探水口	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	
	ニ	幼稚園、特別支援学校	
消火栓井		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校の類	
		図書館、博物館、美術館の類	
ノズル・結合金具	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
ホース・ホース架		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	
		神社、寺院、教会の類	
アイユニット	イ	工場、作業場	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	
送水口・探水口	イ	自動車車庫、駐車場	
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	
スプリンクラーヘッド		倉庫	
		前各項に該当しない事業場	
送水口・探水口・スプリンクラー吐出配管	イ	(一)～(四)、(五)イ、(六)、(九)イが存する複合用途防火対象物	
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	
泡消火設備	16の2	地下街	
	16の3	※ 準地下街	
媒介継手・テスト金具		重要文化財、重要民俗資料、史跡用の建造物	
		延長50メートル以上のアーケード	
バックアップ消火設備	備考	①開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなす。(令8条) ②令別表第1(16)項の防火対象物の部分で同表の(1)項から(15)項の防火対象物が存するものについては当該用途に供されるそれぞれ独立した防火対象物とみなされる。但し令第12条第1項第2号及び第7号から第9号まで、第21条第1項第10号及び第11号、第22条第1項第6号及び第7号、第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号、第25条第1項第5号並びに第26条を除く。(令9条) ③令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物の地階で、同表(16)の2項に掲げる防火対象物と一体をなすものとして消防長等が指定したものは、令第12条第1項第5号、第21条第1項第5号の2及び第24条第3項第1号の規定の適用については、同表(16)の2項に掲げる防火対象物の部分とみなす。(令9条の2) ※建築物の地階(16)の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせてもの((1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)	
消火器・消火器総称		①建築物の各部分から1の消火栓のホース接続口までの水平距離が40m以下となるようにすること。 ②水源の水量は屋外消火栓の設置個数(最大2個)に7m ³ を乗じた量 ③スプリンクラー、水噴霧、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末、動力消防ポンプ(規格放水量0.4m ³ /分以上)の各消火設備の有効範囲内の部分は設置免除 ④非常電源附置	
移動式粉末消火設備			
ケーシングが耐火性器具・スベーパー			
消火栓・給水栓			
放水銃他			
文化財向・防犯放水銃			
技術資料目次			
品名型番索引			

特定防火対象物